

エコマーク商品類型見直し試案

「包装用の用紙」(案)

(財)日本環境協会
エコマーク事務局

1. 環境的背景

日本国内の包装用紙の生産量は、一年間で約98万t(1997年)になる。

これらの包装用紙は、原料として古紙のリサイクルを含むが、なお、森林資源を原料として利用していること、近年の情報の拡大による紙消費量の増大、過度に白い紙を製造することによる原料の選別、製造時のエネルギー消費、化学薬品の使用、廃水処理など環境に対して様々な影響がある。

そこで、これらの環境負荷に対して、従来の古紙の配合に加え、様々な面で環境に配慮している包装用紙が広く普及することは環境保全上の意義が大きい。

「持続可能な森林管理」に関しては、様々な国際会議等において検討が行われ、第三者による持続可能な森林管理の認証システムも構築されつつある。それらについてコンセンサスが得られた際は、エコマークの認定条件の一つになる事が考えられる。

本商品類型では、原料、製造、リサイクル、廃棄などの面で環境に配慮している包装用紙を採り上げた。

2. 対象

包装紙、包装袋、封筒類(特定の製品の包装用紙箱などは除く)

3. 用語の定義

包装用の用紙 : 物品の保護の目的で包装に用いられる紙の総称。

古紙 : 市中回収古紙および産業古紙。

市中回収古紙 : 店舗、事務所および家庭などから発生する使用済みの紙。

産業古紙 : 原紙の製造工程後の加工工程(紙加工工場、紙製品工場、印刷工場および製本工場など、紙を原材料として使用する工場)から発生し、製品として使用されない紙。ただし、原紙の製造工程内で発生し、再び同じ工程内で原料として使用される紙は除く。

古紙配合率 : 製品として使用する全繊維原料(パルプ+古紙+購入古紙パルプ)中の古紙投入量の割合。

すなわち、古紙配合率 = (古紙 + 購入古紙パルプ) / 全繊維原料とし、古紙は風乾重量、パルプは含水率10%の重量とする。

蛍光増白剤 : 使用することにより日光のもとで蛍光を発生し、目視では白さが増加する効果を持つような物質。

禁忌品 : 財団法人古紙再生促進センター規格「古紙標準品質規格」で禁忌品に規定されるもの。

4. 認定の基準

4-1. 環境に関する基準

- (1)原料として、包装紙にあっては、古紙の配合率が30%以上であること。
紙袋にあっては、30%以上であること。
封筒類にあっては、40%以上であること。
- (2)製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守していること。
- (3)蛍光増白剤は、過剰な使用のないこと。
- (4)製品は、禁忌品を含んでいないこと。また、廃棄処理時の負荷低減に配慮されていること。
- (5)製品の包装は、省資源化、リサイクルの容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

4-2. 品質に関する基準

- (1)品質については、日本工業規格 J I S P 3 4 0 1等の該当規定に適合していること。封筒類にあっては、J I S S 5 5 0 2等の該当規定に適合していること。

5. 認定基準への適合の証明方法

- (1)各基準への適合を証明する資料を、申請書に添付すること。
- (2)認定基準4-1.(2)については、工場が立地している地域の環境法規等を申請時より過去5年間遵守し、違反等のないことについて、製品を製造する工場長の発行する自己証明書を提出すること。
- (3)認定基準4-1.(3)については、蛍光増白剤を使用している場合、製紙事業者の発行する蛍光増白剤添加量の証明書を提出すること。

6. その他

- (1)商品区分は、包装紙、包装袋および封筒とし、さらに、包装紙は包装用紙と印刷用紙（ただし、ここでいう印刷用紙とは、包装用の用紙として使用される紙をさし、エコマーク商品類型No.108「印刷用紙」で扱う紙は除く。）の2種に、包装袋は一般袋、手提袋、ガゼット袋および平袋の4種に分類し、ブランド名毎とする。同一分類で用紙の種類および品質・紙質等が同一の商品であれば、寸法等に違いがあっても同一商品として扱う。
- (2)エコマークを当該商品（包装紙、包装袋、封筒）1枚ずつに表示する場合には、「%古紙配合包装用紙（包装袋、封筒）」、「この はエコマークの認定を受けた紙を使用しています」その他これに類する表現を必ず併記し、包装用の用紙に印刷・複写等された内容とエコマークが無関係である旨がわかるようにすること。
- (3)マーク下段の表示は「古紙の利用」または「古紙の利用・ %」とする。

本商品類型の認定基準は制定日より5年間を期限として、見直しを行い、必要に応じて認定基準の改定または商品類型の廃止を行います。

1. 環境的背景の補足

世界の紙消費量は1995年で2億8000万tであり、日本国内の紙・板紙の生産量は、一年間で約3000万tになる。これら紙・板紙の消費量は、国民一人当たりで一年間に245kgになり、A4判コピー用紙で約4万枚に相当する。世界平均では、一人当たりで一年間に47.7kgの紙の消費があり、日本はこの5倍を消費している。

一方、日本国内の古紙回収量は一年間で約1600万t(1996年)であり、古紙回収率は、約52%(古紙入荷-古紙輸入+古紙輸出/紙・板紙払出+紙・板紙輸入-紙・板紙輸出)である。また、紙・板紙全体の古紙利用率は、約54%(古紙消費量/国内産生の紙・板紙に使用された繊維原料合計)であるが、包装用紙では古紙利用率が約3%と非常に低い水準に留まっている。

なお、紙の原料として一年間に約3800万m³の木材が使用されている。

2. 対象について

本基準は、その対象を包装紙、紙袋および封筒類とした。

本類型については、エコマークとして採り上げるべきではないとの意見もあったが、流通上最低限の需要があること、特に古紙の利用が進んでいない分野でもあることから、従来通り、エコマークの対象として残すこととした。

また、これまで「再生パルプ使用の一般事務用品」において対象としていた封筒類は、今回の見直しによって本類型「包装用の用紙」において対象とすることとした。

紙トレーについては、これまで本類型で対象としていたが、商品の性格上、包装用紙、紙袋および封筒類と同一の基準を作成することが困難であったため、「包装用材」において対象とすることとした。

なお、紙皿、紙コップなどの商品については、使い捨て商品であるとの観点から、従来通りエコマークの対象外とすることとした。

3. 用語の定義について

「市中回収古紙」および「産業古紙」について意味するところは、ISOのCD 14021.2における Recycled Content/Material 中のポストコンシューマーマテリアルおよびプレコンシューマーマテリアルの定義を引用した。以下にISOの定義を示す(参考)。

(参考) ISO/CD 14021.2 Post-consumer materialの定義

Material generated by commercial, industrial and institutional facilities, or households, which can no longer be used for its intended purpose. This includes returns of material from the distribution chain. (ISO/TC 207/SC3 N65)

ISO/CD 14021.2 Pre-consumer materialの定義

Material diverted from the waste stream during a manufacturing process. Excluded is

reutilization of materials such as rework, regrind or scrap generated in a process and capable of

being reclaimed within the same process that generated it. (ISO/TC 207/SC3 N65)

「古紙配合率」については、現在の基準では紙の製造時に配合する原料の重量割合を採用している。なお、パルプの配合については含水率10%での絶対乾燥重量を採用している。

しかし、古紙には、植物繊維以外の成分（塗料、填料等）や異物（ホッチキス、ひも等）があり、また劣化繊維が流出するため、通常、古紙の歩留まりはパルプに比べて低い。コート紙などが原料として使用されている場合、歩留まりは特に低くなる。

本基準案の策定にあたっては、従来通りとする案および歩留まりを考慮する案が検討された。結論として、各製紙メーカーは紙製造時の原料配合率で管理していること、紙原料となる古紙の歩留まりが一律でないために数値が決められないこと、エコマーク独自の配合率は申請者の負担が大きいことなどから、従来通り、紙の製造時に配合する原料の重量割合を採用することとした。

「蛍光増白剤」は、化成品工業会発行「蛍光増白剤」を参考とした。

4. 認定の基準について

4-1. 環境に関する基準の策定の経緯

基準の設定にあたっては、商品ライフステージ環境負荷項目選定表を用い、環境の観点から商品のライフサイクル全体にわたる環境負荷を考慮した上で、認定基準を設定するに際し重要と考えられる負荷項目が選定され、それらの項目について定性的または定量的な基準が策定される。

商品類型「包装用紙」において考慮された環境負荷項目は商品ライフステージ環境負荷項目選定表に示したとおり（表中 印および 印）である。このうち最終的に環境に関する基準として選定された項目は、A-1、B-5、B-6、B-8、B-9、C-1、C-7、D-8、D-9、E-7およびF-9（表中 印）である。

なお、表中の 印の欄は検討対象とならなかった項目または他の項目に合わせて検討された項目を示す。以下に環境に関する基準の策定の経緯を示す。

表「ライフステージ環境負荷項目選定表」

環境負荷項目	商品のライフステージ					
	A. 資源採取	B. 製造	C. 流通	D. 使用消費	E. 廃棄	F. リサイクル
1 資源の消費						
2 地球温暖化影響物質の排出						
3 オゾン層破壊物質の排出						
4 生態系の破壊						
5 大気汚染物質の排出						
6 水質汚濁物質の排出						
7 廃棄物の排出・廃棄						
8 有害物質等の使用・排出						
9 その他の環境負荷						

A 資源採取段階

A-1（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

- (1)原料として、古紙の配合率が20%以上であること
- (2)紙資源の抑制（消費量抑制）
- (3)紙以外の材料使用について
- (4)森林資源の利用および非木材パルプの利用

(1)については、古紙の利用促進の観点から考慮すると、森林の保全および紙ごみの削減のために、製品原料の古紙配合率が高いことが望ましいとの意見が挙げられた。

しかし、包装用の用紙においては、原料となる古紙の供給は主として産業用途からであり原料古紙に限りがあること、商品の用途が物品の保護であることなどのため、現時点では30%以上の配合率が、製品として遜色なく、かつ古紙の利用を促進できるようなレベルとして見込まれる。(封筒については40%以上)

さらに、エコマーク商品類型「包装用紙」が策定されて7年が経過し、包装用の用紙の状況も変化し、古紙の利用が進んできたことも検討には加味され、古紙配合率20%以上という基準項目は30%以上(封筒類は30%から40%以上)に引き上げることとした。

(2)の消費量抑制については、エコマーク事業として「エコマークが付いているからといって、その商品が無駄に購入したり、過剰に使用するのでは、必ずしも環境にやさしいことにはなりません。」と消費者に普及啓発している。

(3)については、紙袋のビニールひも、袋カバー、封筒類の窓などが想定されたが、製品全体に占める使用率および再生材化は基準の項目とせず、F-9項に述べる「禁忌品」に該当するものか確認することとした。

(4)については、森林資源の利用は、森林の伐採と植林について国際的なコンセンサスが得られておらず実証が難しいため、持続可能な森林管理について環境的背景で述べることとした。非木材パルプの利用は、古紙には含めずにカウントすることとし、基準を策定する項目として選定されなかった。

A - 2 (地球温暖化影響物質の排出)

本項目では以下の点が検討された。

(1)地球温暖化の防止(森林資源、二酸化炭素固定能力の減少)について

本項目については、A-1項において一括して検討されたので省略する。

A - 4 (生態系の破壊)

本項目では以下の点が検討された。

(1)原料を調達している地域において、生態系保護について訴訟又は問題提起されている場合、詳細内容を報告すること。

本項目については、A-1項において一括して検討されたので省略する。

B 製造段階

B - 1 (資源の消費)

本項目では以下の点が検討された。

(1)エネルギー、用水などの資源消費について
(2)塗工について

(1)について、エネルギーは、生産設備や生産プロセスによって大きく影響され、用水は、使用量の削減が進んでいることから、本項目は基準を策定する項目として選定されなかった。

(2)については、エコマークの対象として想定される包装用紙では、過度な塗工が施された商品は少ないと考えられることから、本項目は基準を策定する項目として選定されなかった。

B - 2 (地球温暖化影響物質の排出)

本項目については、B - 1項において一括して検討されたので省略する。

B - 3 (オゾン層破壊物質の排出)

本項目について、製紙工程中において特定フロンの使用はないため、本項目は基準を策定する項目として選定されなかった。

B - 4 (生態系の破壊)

本項目では以下の点が検討された。

(1)工場周辺の動植物の生息数の減少、景観へのダメージなどについて

工場立地の際に周辺生態系に配慮することは非常に重要である。

しかし、製品を評価するエコマークとしては、生産設備の立地について基準とすることは難しく、本項目は基準を策定する項目として選定されなかった。

B - 5 (大気汚染物質の排出)

本項目では以下の点が検討された。

(1)大気汚染については、適切な管理がなされていること

製紙工程から排出される大気汚染物質については、関連する環境法規および公害防止協定などに遵守することで、環境への負荷が低減されると判断され、本項目は基準を策定する項目として選定された。

B - 6 (水質汚濁物質の排出)

本項目では以下の点が検討された。

(1)排水中のA O X (ダイオキシンの代替指標)について

(2)排水については、適切な管理がなされていること

(1)については、日本製紙連合会および環境庁などの報告書によると、ダイオキシン類の排出は極めて微量であり、環境への影響も軽微であると考えられることから、本項目は基準を策定する項目として選定されなかった。

(2)については、エコマークの考え方として、地域の環境問題であっても、大きく環境負荷を与える製造工程についてはエコマークとして対処するべきであり、環境に大きく負荷を与えると疑問視されている事物の利用者は自らが環境への影響を証明するべきであり、非常に重要な点であるとの認識から引き続き検討を行っていくことが必要であるとの意見が出された。

製紙工程から排出される水質汚濁物質については、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守することで、環境への負荷が低減されると判断され、本項目は基準を策定する項目として選定された。

B - 7 (廃棄物の排出・廃棄)

本項目では以下の点が検討された。

(1)塗工について

(2)黒液、製紙スラッジおよびごみ(異物、ピンダスト)について

(1)の塗工については、既述のB - 1項において一括して検討がなされ、同じ内容であるので省略する。

(2)は、黒液、製紙スラッジなどの可燃性廃棄物はすでに回収して燃料等に有効利用されているため、特段の基準を策定する必要はないものと判断され、基準を策定する項目として選定されなかった。

B - 8 (有害物質の使用・排出)

本項目では以下の点が検討された。

- (1)白色度について
- (2)有害物質について

(1)については、紙の環境負荷を検討した結果、白い紙を製造することで多くの環境負荷が発生していることが指摘された。例えばパルプ漂白のための塩素化合物などの使用やその反応物の排出、製造エネルギーの増大、低下級古紙の再利用の停滞、化学薬品類の使用、歩留まりの低下、排水工程の複雑化などがあげられる。

そこで、このような代替指標を取り入れることで環境負荷を削減することは非常に有効であり、「情報用紙」「印刷用紙」と同様に基準として策定するべきとの意見があげられた。

しかし、本類型では、古紙配合率を低いレベルに設定しているため、相対的に古紙以外の原料としての木材パルプが高い割合の商品となっている。木材パルプは元来の白色度が非常に高く、基準として設定された古紙の使用割合では、商品は高白色度となってしまう。

従って、本項目は基準を策定する項目として選定されなかった。

(2)については、製造工程からの有害物質の排出は、極力抑える必要があると判断された。そこで、その製紙工場が立地する地域の協定、条例、法律等に対して違反等がなく適正に管理されていることが、基準として策定された。

化学物質の安全性および使用量、塩素漂白、苛性ソーダ、紙力増強剤および脱墨剤(界面活性剤)については、さらに環境影響を考慮する必要性はあるが、蓄積性、毒性などのデータ不足、国内・国際的合意調整の未整備などのため、本項目は基準を策定する項目として選定されなかった。

B - 9 (その他の環境負荷)

本項目では以下の点が検討された。

- (1)騒音、悪臭などの排出については、適切な管理がなされていること

近隣苦情が適切に対応されていることを意味し、関連する環境法規および公害防止協定などに遵守することで、環境への負荷が低減されると判断され、本項目は基準を策定する項目として選定された。

C 流通段階

C - 1 (資源の消費)

本項目では以下の点が検討された。

- (1)軽量化について
- (2)再使用または再生利用可能な梱包形態(単一素材、易分解性)

(1)の軽量化については、本項目は基準を策定する項目として選定されなかったが、省エネルギーの観点からも環境保全のためには重要な事項である。

(2)については、包装用紙の梱包材は、防湿性を有することが必要であるために、プラスチック樹脂または紙と樹脂からなる物が多い。そのほとんどは、リサイクルすることが困難との理由から廃棄処理されている。

そこで、省資源、リサイクルの容易性、または焼却処理の際の負荷低減に配慮することは環境負荷低減のために重要であると判断され、本項目は基準を策定する項目として選定された。

C - 2 (地球温暖化影響物質の排出)

本項目について、現時点で二酸化炭素の排出が少ない方法による代替の流通手段を基準とすることは難しく、本項目は基準を策定する項目として選定されなかった。

C - 5 (大気汚染物質の排出)

本項目では以下の点が検討された。

(1) 自社または関連会社のディーゼルトラックについて

現時点では、製品の流通段階における本項目の環境保全上の効果が判断できず、本項目は基準を策定する項目として選定されなかった。

C - 7 (廃棄物の排出・廃棄)

本項目では以下の点が検討された。

(1) 梱包材の廃棄

(2) 再使用または再生利用可能な梱包形態 (単一素材、易分解性)

流通段階の廃棄物の処理については、販売店における対応に左右され、製造メーカー側からのコントロールは困難であるため、本項目は基準を策定する項目として選定されなかった。

(2)については、既述のC - 1項において一括して検討がなされ、同じ内容であるので省略する。

C - 9 (その他の環境負荷)

本項目では以下の点が検討された。

(1) 中性度について

(1)については、中性紙の方が保存性がよく、紙の用途によって長期保存する必要があるものについては望ましいということが言える。

しかし、長期保存の対象となる紙は書籍、ノートなどに限定される事から、環境という観点を考慮した場合、中性であることの環境負荷低減効果が不明瞭である。

従って、本項目は基準を策定する項目として選定されなかった。

D 使用・消費段階

D - 8 (有害物質の使用・排出)

本項目では以下の点が検討された。

(1) 製品中のA O X (ダイオキシンの代替指標) について

(1)の紙製品への残留ダイオキシンについて、原紙では日本製紙連合会、A F P Aなどが調査を行っており、問題とする報告はなかった。

従って、本項目は基準を策定する項目として選定されなかった。

D - 9 (その他の環境負荷)

本項目では以下の点が検討された。

(1) 蛍光増白剤について

(1)については、蛍光増白剤は包装用紙の機能上、不必要な薬品であるとの見解をエコマークとして示したが、古紙利用促進を最優先することから、過剰な使用のないこととした。

E 廃棄段階

E - 4 (生態系の破壊)

製品が廃棄される際に廃棄処理場の周辺生態系に配慮することは非常に重要である。しかし、製造事業者が、製品の廃棄処理場の立地についてコントロールすることは困難であり、エコマークの基準とすることは難しい。従って、本項目は基準を策定する項目として選定されなかった。

E - 5 (大気汚染物質の排出)

製品廃棄時の焼却処理については、E - 4項と同様の理由から、本項目は基準を策定する項目として選定されなかった。

E - 7 (廃棄物の排出・廃棄)

本項目では以下の点が検討された。

(1) 廃棄処理時の負荷低減

(1)については、本類型の対象となる製品は、他の製品と比較して製品の用途上、寿命が短い。本来ならば、使用後に回収・リサイクルが行われるべき類型であるが、現在はほとんど行われていないのが実状である。今後、包装用紙は、「容器包装リサイクル法」の対象となるが、現時点では回収・リサイクルされていないことを考慮して廃棄時の処理について、基準を策定する項目として選定された。

E - 8 (有害物質等の使用・排出)

本項目では以下の点が検討された。

(1) 製品の廃棄時における重金属等の排出について

製品廃棄時の有害物質については、焼却処理後、焼却灰中に重金属が残留する可能性が指摘された。しかし、製紙スラッジ灰のデータを参考に検討した結果、特段に基準を策定するレベルではないと判断され、本項目は基準を策定する項目として選定されなかった。

F リサイクル段階

F - 1 (資源の消費)

本項目では以下の点が検討された。

(1) 石油資源・電気エネルギーの消費について

紙は、リサイクルするための回収システムが、他の製品と比較して社会的に整っており、エネルギー消費という観点では特段の基準を策定する必要はないと判断された。

F - 2 (地球温暖化影響物質の排出)

紙は、リサイクルするための回収システムが他の製品と比較して社会的に整っており、地球温暖化影響物質の排出という観点では特段の基準を策定する必要はないと判断された。

F - 7 (廃棄物の排出・廃棄)

本項目では以下の点が検討された。

(1) 産業廃棄物の発生

(1)については、環境に関する基準の設定が必要な事項が現時点では想定されなかったため、基準を策定する項目として選定されなかった。

F - 9 (その他の環境負荷)

本項目では以下の点が検討された。

(1) 着色の制限、分別の表示、ラミネート加工などリサイクル時に妨げとなる加工が施されていないことなどのリサイクルの容易性

着色の制限および分別の表示については、意匠や用途によって消費者が選択する事項であることから、本項目は基準を策定する項目として選定されなかった。

加工については、古紙のリサイクルを進める上での大きな問題として異物、禁忌品の混入があり、回収古紙内の異物、禁忌品の程度が重大な影響を与えることになる。

従って、2.対象で述べたように財団法人 古紙再生促進センターが規程する「古紙標準品質規格」で禁忌品に規定されるものについては、エコマークの対象外とすることが基準の項目として設定された。

なお、印刷インキについては、エコマーク商品類型「オフセット印刷インキ」で紙のリサイクルに配慮している。